

写

厚 第 2 3 8 2 号  
令和 4 年 3 月 3 1 日

県内介護事業所 各位

石川県健康福祉部厚生政策課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活  
援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて

日頃より、本県社会福祉行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、厚生労働省老健局振興課より発出された令和 2 年 4 月 3 0 日付け事務  
連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助  
従事者研修）の臨時的な取扱いについて」を踏まえ、本県における介護員養成研修につい  
て、全て通信学習の活用により実施することを認めているところであります。

本取り扱いでの介護員養成研修修了者については、全課程を通信学習で修了した旨の記  
載のある修了証明証を発行し、補講の受講及び就業先での O J T 実施を研修事業者へ報告  
した後に、通常と同様の修了証明証を再発行する手続きをとっておりましたが、今般、取  
り扱いを一部改正し、O J T 実施報告を不要といたしました。

修了証明書に介護員養成研修の全課程を通信学習にて修了した旨の記載のある者を雇用  
されている事業所におかれましては、研修事業者が実施する補講や別紙に記載の石川県等  
が実施する研修を受講させるなど通常の修了証明書への切り替えを促していただくようお  
願い申し上げます。

また、介護員養成研修の修了者を雇用する際は、職員の経験や能力等に鑑み、O J T 等  
を実施いただくよう、併せてお願い申し上げます。

<事務担当>

石川県健康福祉部厚生政策課  
福祉人材・サービスグループ  
TEL 076-225-1419